

日田市田来原美しい森づくり公園交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について（趣旨）

1. 改正の目的・理由

日田市田来原美しい森づくり公園交流施設（以下「交流施設」という。）の管理について、利用時間及び休館日を設定するなど、所要の措置を講ずるもの。

2. 改正の内容

現行の規則には交流施設の利用時間、休館日、及び申請期の規定がないことから、実務に則して規定を整備するもの。

3. 施行の時期

公布の日から施行するもの。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しませんでした。

該当理由

令和7年1月からの施設予約システム運用開始にあわせ緊急に規則を改正する必要があるため。